

送付状

令和元年 10 月 17 日

関係事業者団体代表者（ご担当者） 各位

平素よりお世話になっております。

本要請文書※は、令和元年度八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨によって、佐賀県及び千葉県地域等において、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、取引上の影響が全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があることに鑑み、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、業界団体代表者各位に対して、不当な取引条件の押しつけ等がないよう、傘下の会員企業（親事業者となり得る事業者）へ周知いただくことを要請するものです。

本趣旨に御理解・御協力の程よろしくお願い致します。

<要請内容>

- ・親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押し付けることがないよう、十分に留意すること
- ・親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

また、今般の台風19号による中部、関東、東北地域等における被害に対しては、今回と同様に『要請文書』を発出させていただき予定でありますことを申し添えます。

※要請文書名：令和元年度八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

以上

担当：経済産業省

中小企業庁事業環境部取引課 浅田、羽柴

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL 03-3501-1669

FAX 03-3501-6899